

日本海西部あかがれい・ずわいがにの広域資源管理について

1 資源の現状

(1) あかがれい（日本海系群）

漁獲量は、1992年の2,281トンから増加して、2007～2014年は5,500トン前後で推移し、その後減少し、2023年は3,431トンとなった。

資源量は、2000年～2015年は緩やかに増加したが、2017年から50,000トンを下回った。直近5年間（2019～2023年）はやや減少の傾向を示し、2023年の資源量は41,296トンであった。

親魚量は2000年以降、緩やかに増加するも2018年をピークに緩やかな減少傾向にあり、2023年の親魚量は30,270トンと推定され、動向は直近5年間（2019～2023年）の推移から減少と判断されている。

(2) ずわいがに（日本海系群A海域）

漁獲量（暦年）は、1960年代半ばと1970年頃にピークを迎え、1.4万トンを超えた。その後、1970年以降に急減し、1988年～1993年には2,000トンを下回った。1990年代半ば以降は増加傾向に転じ、2007年には5,000トン近くとなったものの、以後は減少している。2023年の雌雄込みの漁獲量は1,986トンであった。

資源量は、2003年から2007年まで増加し、以後2021年まで減少した。しかし、2022年から増加に転じ、2024年は2.7万トンである。親魚量も資源量同様の年変化を示し、2023年の親魚量は4,176トンであった。

ズワイガニ日本海系群A海域の親魚量の動向は直近5年間（2019～2023年漁期）の推移から横ばいとされている。

2 関係漁業種類

府県名	大臣許可漁業	知事許可漁業
石川県	沖合底びき網漁業(13)	小型機船底びき網漁業(108)
福井県	沖合底びき網漁業(27)	小型機船底びき網漁業(33)
京都府	沖合底びき網漁業(8)	小型機船底びき網漁業(2)
兵庫県	沖合底びき網漁業(36)	—
鳥取県	沖合底びき網漁業(23)	—
島根県	沖合底びき網漁業(14) (2そうびきを含む)	小型底びき網漁業(37)
	ずわいがに漁業(9) (かにかご)	

※（ ）内は令和6年8月末現在の許認可数

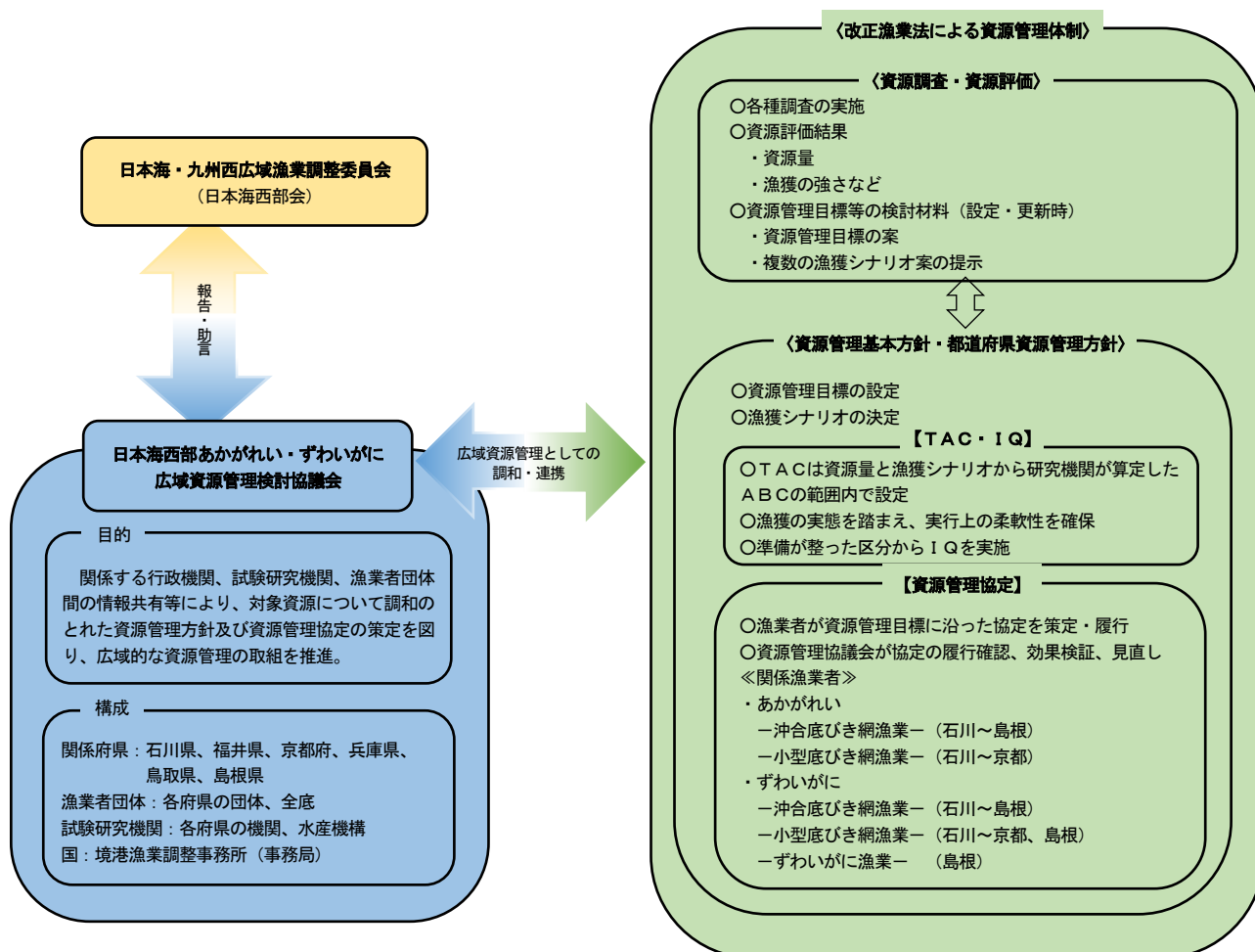
3 資源管理の方向性

ずわいがにについては、漁獲可能量（TAC）の設定、許可の制限措置等の公的管理に加え、休漁、県別漁獲量上限の設定、漁獲物の規制、保護区の設定、操業区域の制限（水深帯規制）等の自主的管理に取り組んでいる。

4 関係者による連携を図るための体制

国、関係府県の行政・試験研究機関、水産機構、漁業者団体で構成する「日本海西部あかがれい・ずわいがに広域資源管理検討協議会」を設置し活用することにより、関係者間での資源管理措置の取組状況等の共有を行い、適切な広域資源管理を推進してきたところ。

なお、「資源管理計画」は、令和6年3月末までに漁業法に基づく「資源管理協定」に移行することとされており、大臣許可漁業のずわいがに漁業においては令和4年度に、沖合底びき網漁業及び知事許可漁業においては令和5年度にそれぞれ移行済みであり、引き続き適切な資源管理を推進することとしている。



5 日本海西部あかがれい・ずわいがに広域資源管理の取組状況

（1）会議等の開催実績（第32回日本海西部会以降）

ア 広域資源管理に係る会議

開催年月日	会議名	参加者
R06. 9. 30	日本海西部あかがれい・ずわいがに広域資源管理検討協議会	府県（行政及び試験研究機関）、全底連、水産機構、水産庁

イ 関係会議

開催年月日	会議名	参加者
R06. 10. 1	令和6年度日本海ズワイガニ特別委員会	底曳組合、かにかご組合、全底連、水産機構、府県（行政機関及び試験研究機関）、水産庁

(2) 資源管理措置の概要

ア 公的管理措置

府県名	漁業種類	公的管理措置	内容
石川県 福井県 京都府 兵庫県 鳥取県 島根県 (以下 「6府県」)	沖底 かにかご 小底	①漁業法(第11条) ②漁業の許可及び取締り等に関する省令(第101条)	①ずわいがに:漁獲可能量(TAC)の設定 ②採捕の制限等 ・未成熟ガニ(腹節内側に卵を有しない雌ガニ及び甲幅9cm未満の雄ガニ)の採捕禁止 ・成熟ガニの採捕禁止期間(雌ガニ:1/21~11/5、雄ガニ:3/21~11/5)
	沖底	①沖合底びき網漁業の許可等に関する取扱方針(許可の制限措置等) ②漁業の許可及び取締り等に関する省令(第23条)	①操業区域、トン数及び隻数の制限 ②沖底禁止ライン(沿岸域の操業禁止) ・操業禁止期間 ・7/1~8/31:石川、福井(鋸埼以東) ・6/1~8/31:福井(鋸埼以西)、京都、兵庫、鳥取、島根 ・網口開口板の使用禁止
島根県	かにかご	①ずわいがに漁業の許可等に関する取扱方針(許可の制限措置等) ②漁業の許可及び取締り等に関する省令(第23条)	①操業区域、トン数及び隻数の制限 ・操業期間:11/20~2/末日 ・漁法:かご以外禁止 ・採捕:雌ガニの採捕禁止 ・操業海域:i三度沖、ii隠岐東部、iii隠岐堆以外で操業禁止 ・漁具の制限:使用するかご・連数(360個以内、4連以内 ※隠岐東部は5連以内) ②操業禁止海域:大和堆海域
6府県	小底	漁業の許可及び取締り等に関する省令(第75条)	・禁止漁法:2そうびき ・禁止漁具:滑走装置を備えた桁及び網口開口板
石川県	小底	小型機船底びき網漁業(手繰第1種漁業)の許可等の取扱方針(許可の制限措置及び条件)	・漁船の大型化の制限 ・操業区域:沿岸域の操業禁止 ・操業期間:毎年9/1~翌年6/30(7/1~8/31は操業禁止) ・漁具の制限:囊網の目合15cmにつき12節以下又は網目2.7cm以上 ・漁船の総トン数の制限:10トン(禄剛埼突端正東の線以南の海域で操業するもの)

府県名	漁業種類	公的管理措置	内容
福井県	小底	①小型機船底びき網漁業の許可等に関する取扱方針(許可の制限措置及び条件) ②福井海区漁業調整委員会指示第3－8号(令和3年8月31日)	①漁船の大型化の制限 ・漁業者の住所別 (i 福井県全域、ii 京都府、iii 石川県) に区分した操業区域 (i 福井県沖合海域、ii 福井県沖合海域のうち常神埼から正北の線以西海域、iii 福井県沖合海域のうち安島崎から新方位 260 度の線以北の海域) 及び操業期間 (i 9/1～6/30、ii 9/1～5/30、iii 9/1～6/30) ・操業禁止区域：沿岸域操業禁止 ・期間禁止区域：i 及び iii 鋸崎突端から正北の線以西の海域 6/1～8/31、その他の海域 7/1～8/31 ・夜間操業禁止： ・ ii 6/1～11/5 日没 2 時間後から日の出 2 時間前まで ・ iii 11/1～3/31 20 時から翌日 4 時まで ・漁具の制限：ふくろ網の目合 15 cm につき 14 節より荒目 ②操業禁止区域：ズワイガニ漁期外における特定海域の一定水深帯
京都府	小底	①京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針 (許可の制限措置及び条件) ②京都府漁業調整規則 (第 35 条)	①許可隻数の最高限度：3 隻 ・操業区域：京都府沖合海面 ・操業期間：9/1～翌年 5/31 (6/1～8/31 は操業禁止) ・操業禁止区域：沿岸域の操業禁止 ②漁具の制限：同時使用漁具数 1 統、もじ網以外の網 ・漁法の制限：船舶をいかりで固定して網をひき寄せる漁法 ・禁止区域：久美浜湾口での水産動植物の採捕禁止
島根県	小底	①水産課長専決漁業許可等の取扱方針 ②島根県漁業調整規則 (第 35 条)	①漁船の大型化の制限 ・操業区域：許可等の申請者が住所等を有する地区(石見地区、出雲地区、隠岐地区)の沖合海面 ・操業期間：9/1～翌年 5/31 (6/1～8/31 は操業禁止) ・操業禁止区域：沿岸域の操業禁止 ・期間禁止区域：毎年 3/1～5/31 及び 9/1～9/30 までの期間の特定海域 ②漁具の制限：網目 3 cm 以上

イ 自主的管理措置の取組状況（資源管理協定等に規定されている取組）

府県名	漁業種類	自主的管理措置	内容等
石川県	沖底・小底	保護区の設定（カレイ・カニ）	・10カ所の保護礁造成海域等(周年) ・金沢・橋立沖（2/1～3/20）
		操業区域の制限（水深帯規制）（カレイ・カニ）	・ズワイガニ漁期外における特定海域の一定水深帯
		小型魚の保護（カレイ）	・全長 20 cm未満の小型魚
		小型個体の保護（カニ）	・雄ガニ：甲幅 9 cm未満 ・雌ガニ：クロコ以外の未熟ガニ（アカコ、マンジュウ）
		網目制限（カレイ・カニ）	・魚捕部には 6 節以下の網目
		漁獲物の規制（カニ）	・雄ガニの採捕：11/6～3/20 ・雌ガニの採捕：11/6～12/29 ・水ガニの採捕：全面自粛
	沖底	県別漁獲量上限の設定（カニ）	・7月～翌年6月の1年間
		休漁（カレイ・カニ）	・9月から翌年6月の間に計 20 日以上（原則毎月 2 日以上）
		休漁（カニ）	・初出漁日翌日の休漁
		採捕制限（カニ）	・雌ガニ：アカコは採捕禁止 ・雌ガニ：採捕尾数を航海区分ごとに制限 雌ガニ 日帰り船：5,000 尾以内 1 晩泊船：8,000 尾以内 1 航海船：16,000 尾以内
	小底	休漁（カレイ・カニ）	・地区の実情に合わせて設定
福井県	沖底・小底	海底清掃、海底耕耘（カレイ・カニ）	
		県別漁獲量上限の設定（カニ）	・7月～翌年6月の1年間
		漁獲物の規制（カニ）	・雌ガニ採捕：11/6～12/31 ・水ガニ採捕：2/19～3/20
		操業区域の制限（水深帯規制）（カレイ・カニ）	・ズワイガニ漁期外における特定海域の一定水深帯
		採捕制限（カニ）	・雄ガニ：甲幅 10.0 cm未満 ・水ガニ：甲幅 10.5 cm未満 ・雌ガニ：甲幅 7.0 cm未満 アカコは採捕禁止 ・雌ガニ、水ガニ：採捕尾数を航海区分ごとに制限 雌ガニ 日帰り船：3,500 尾以内 1 晩泊船：6,000 尾以内 1 航海船：12,000 尾以内 水ガニ 日帰り船：500 尾以内 1 晩泊船：1,000 尾以内 1 航海船：1,500 尾以内

府県名	漁業種類	自主的管理措置	内容
福井県	小底	休漁（カレイ・カニ）	・越前町沖合海域：6/1～30 ・福井市沖合海域：ズワイガニ漁期外に月に2日程度 ・坂井市沖合海域：ズワイガニ漁期外に月に2日程度
京都府	沖底・小底	休漁（カレイ）	・4月～5月の間に月6日以上
		漁獲物の規制（カニ）	・雌ガニ採捕：11/6～12/31 ・水ガニ採捕：全面自粛
		分離漁獲型底曳網等の使用（カレイ・カニ）	・小型個体の混獲回避
		保護区の設定（カレイ・カニ）	・保護礁設置海域（周年）
	沖底	操業回数の制限等（カレイ・カニ）	・一航海 24 時間超の魚曳は曳網回数を 11 回以内（鰈） ・2 晩以上の連続操業禁止 ・ズワイガニ漁期外に特定海域で夜間操業禁止
		採捕制限（カニ）	・雌ガニ：アカコは採捕禁止 ・雌ガニ：採捕尾数を航海区分ごとに制限 雌ガニ 日帰り船：5,000 尾以内 1 晩泊船：8,000 尾以内 1 航海船：16,000 尾以内
	小底	網目制限（カレイ・カニ）	・小型魚の混獲 50%以上削減できる適正な目合の漁網の使用
兵庫県	沖底	県別漁獲量上限の設定（カニ）	・7月～翌年6月の1年間
		漁獲物の規制（カニ）	・雌ガニ採捕：11/6～12/31 ・水ガニ採捕：2/1～2/末日
		保護区の設定（カレイ・カニ）	・3カ所の保護区（周年）
		操業区域の制限（水深帯規制）（カレイ・カニ）	・9月～10月及び4月～5月：漁場の一部で操業禁止 ・9/1～11/5、3/21～5/31：水深 230～300mの海域
		採捕制限（カニ）	・雄ガニ：甲幅 10.5 cm未満 ・雌ガニ：甲幅 7.0 cm未満 ・水ガニ：甲幅 10.5 cm未満 ・雌ガニ：アカコは採捕禁止 ・雌ガニ、水ガニ：採捕尾数を航海区分ごとに制限 雌ガニ 日帰り船：3,500 尾以内 1 晩泊船：6,000 尾以内 1 航海船：12,000 尾以内 水ガニ 日帰り船：300 尾以内 1 晩泊船：500 尾以内 1 航海船：700 尾以内

府県名	漁業種類	自主的管理措置	内容
兵庫県	沖底	公休日（カニ）	・11/6～11/30 までの間に 96 時間以上の在港（32 時間以上を 3 回以上）
鳥取県	沖底	漁獲量上限の設定（カニ）	・ 7 月～翌年 6 月の 1 年間
		漁獲物の規制（カニ）	・ 雌ガニ採捕：11/6～12/31 ・ 水ガニ採捕：2/1～2/末日
		保護区の設定（カレイ・カニ）	・ 4 カ所の保護区（周年）
		小型魚の保護（カレイ）	・ 全長 20cm 未満の小型魚
		採捕制限（カニ）	・ 雄ガニ：甲幅 10.5 cm 未満 ・ 雌ガニ：甲幅 7.0 cm 未満 ・ 水ガニ：甲幅 10.5 cm 未満 ・ 雌ガニ：アカコは採捕禁止 ・ 雌ガニ、水ガニ：採捕尾数を航海区分ごとに制限 雌ガニ 日帰り船：3,500 尾以内 1 晩泊船：6,000 尾以内 1 航海船：12,000 尾以内 水ガニ 日帰り船：300 尾以内 1 晩泊船：500 尾以内 1 航海船：700 尾以内
		公休日（カニ）	・11/6～11/30 までの間に 96 時間以上の在港（32 時間以上を 3 回以上又は 24 時間以上を 4 回以上）
島根県	沖底	県別漁獲量上限の設定（カニ）	・ 7 月～翌年 6 月の 1 年間
		漁獲物の規制（カニ）	・ 雌ガニ採捕：11/6～12/31 ・ 水ガニ採捕：2/1～2 月末日
		保護区の設定（カレイ・カニ）	・ 4 カ所の保護区（周年）
		小型魚の保護（カレイ）	・ 全長 18cm 未満の小型魚
		採捕制限（カニ）	・ 雄ガニ：甲幅 10.5 cm 未満 ・ 雌ガニ：甲幅 7.0 cm 未満 ・ 水ガニ：甲幅 10.5 cm 未満 ・ 雌ガニ：アカコは採捕禁止 ・ 雌ガニ、水ガニ：採捕尾数を航海区分ごとに制限 雌ガニ 日帰り船：3,500 尾以内 1 晩泊船：6,000 尾以内 1 航海船：12,000 尾以内 水ガニ 日帰り船：300 尾以内 1 晩泊船：500 尾以内 1 航海船：700 尾以内
島根県	沖底	公休日（カニ）	・11/6～11/30 までの間に 96 時間以上の在港（32 時間以上を 3 回以上又は 24 時間以上を 4 回以上）

府県名	漁業種類	自主的管理措置	内容
根県	小底	休漁（カレイ）	・出雲海域：4～10月の間の土曜（11～翌年3月の間も土曜日休漁） ・石見海域：4～10月の間の金曜（11～翌年3月の間も金曜日休漁） ・隠岐海域：5～11月の間の金曜日（12～翌年4月の間も金曜日休漁）
		選択漁具の導入（カレイ・カニ）	・小型魚、小型ガニの混獲防止
		操業時間の制限（カレイ・カニ）	・日没から日の出1時間前まで（夜間）
	沖底（2そうびき）	採捕の自粛（カレイ・カニ）	・9～11月の間、採捕を自粛
	かにかご	休漁（カニ）	・30ト未満船：11/20～22、2/24～2月末日 ・30ト以上船：11/20～22、2/6～2月末日
		漁獲物の規制（カニ）	・水ガニ採捕：1/20～2/23 ※30ト以上船は1/20～2/5
		採捕制限（カニ）	・水ガニ：1隻1航海当たり570尾以内
		操業区域の制限（カニ）	・三度沖漁場、隠岐東部漁場又は隠岐堆漁場の何れか
		改良漁具の導入（カニ）	・小型個体の保護のため、かご網の網目内径15cm以上への拡大又はかご側面最下部への内径9.5cm以上の円形脱出口の装着
		年間漁獲量上限の設定（カニ）	・7月～翌年6月の1年間
		漁場別・船別漁獲可能量の設定（カニ）	・11月23日～翌2月23日まで（30ト未満船） ・11月23日～翌2月5日まで（30ト以上船）

- 上記の取組のほか、ずわいがにについては、保護区の設定、操業区域の制限、漁獲物の規制等、業種内（府県内・府県間）及び業種間の協定等により、操業の実態にあった自主的な規制にも取り組んでいる。
- 同様の取組を実施していても、府県によっては資源管理協定に規定していない場合がある。